



めぐる学校教育プラン

めぐる学校教育プランは、次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、心豊かに、健やかに成長することを目指し、区の学校教育施策に関する中期計画として平成15（2003）年2月に、策定しました。その後、社会情勢の変化や学校を取り巻く課題に適切に対応するため見直しを重ねてきましたが、区民の学校教育への期待に応え「めぐるの教育」をより充実・発展させるために令和4年3月に改定しました。

教育委員会と学校は、学校教育プランの施策を通して、21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐるの子どもの育成を目指します。

このプランに基づき、教育委員会は、学校・家庭・地域関係機関等と連携を深めながら、めぐるの子どもたちが、たくましく生きる力を身に付ける学校教育の実現を目指しています。

めぐる学校教育プランで目指す子ども像・学校像

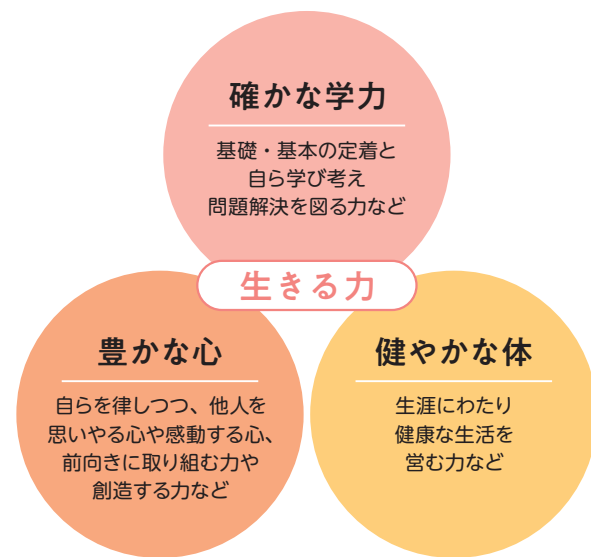
変化の激しい21世紀においては、一人ひとりが個人として自立し、社会の一員として、それぞれの分野でたくましく生き抜いていく力を身に付けることが求められています。

そのための基礎となる力を培う学校教育では、児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた豊かな人間性を養うことが重要な役割です。

めぐる学校教育プランでは、「目指す子ども像」と、その育成の基盤である「目指す学校像」を実現すべき大きな目標として掲げています。

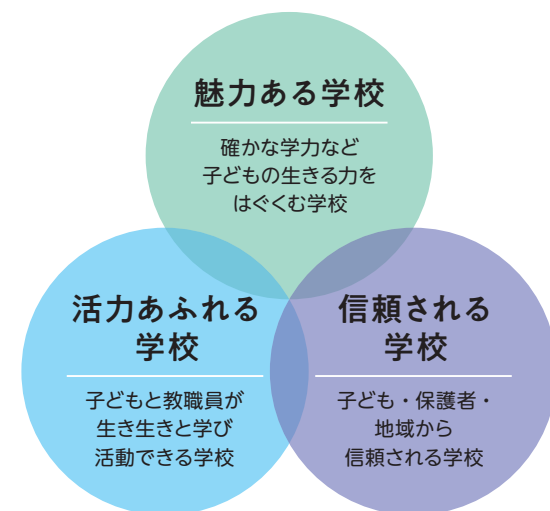
目指す子ども像

21世紀をたくましく生きる
人間性豊かなめぐるの子ども



目指す学校像

魅力と活力にあふれ、
信頼される学校



取組の方向

「目指す子ども像」・「目指す学校像」という目標に向け、7つの取組の方向、32の推進施策、62の推進事業、121の実施策に基づき教育施策を推進します。

取組の方向	推進施策
① 確かな学力の向上 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、一人ひとりの児童・生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。 児童・生徒が個性と能力を伸ばし、社会を生き抜いていくための基盤として、児童・生徒一人ひとりの「確かな学力」を育成します。	1 授業改善の推進 2 個に応じた学習指導の充実 3 ICTを活用した教育の充実 4 外国語教育の充実 5 理科教育の充実 6 今日的課題に対応した教育の推進
② 豊かな心の育成 豊かな心は、自他の違いを認め、他人を思いやることや自然を愛し、美しいものに感動する体験などからはぐくまれます。人権教育・道徳教育や自然体験、国際交流や伝統・文化体験等、体験的な学習を充実させ、子どもたちの豊かな心を育成します。	1 人権教育・道徳教育の推進 2 国際社会に対応する教育の推進 3 体験学習の充実 4 連合行事等の充実
③ 健やかな体の育成 体力は、諸活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わる「生きる力」を支える重要な要素です。 子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ態度や意欲・関心を高める取組を推進し、子どもたちの健やかな体の育成を図ります。また、子どもたちの健全な食生活の実践に向けて食育を推進します。	1 体力向上に向けた取組の推進 2 健康教育の推進 3 食育の推進
④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備 確かな学力の定着や豊かな人間性の育成、健康の増進と体力の向上など、学校教育の様々な課題を解決していくために、校・園長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって、新しい時代の学校教育を支える環境整備に組織的に取り組みます。	1 いじめ防止等の対応の充実 2 不登校等への対応の充実 3 特別支援教育の推進 4 教室のICT環境整備と校務の情報化の推進 5 学校図書館機能の充実と子ども読書活動の推進 6 就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化
⑤ 魅力ある学校施設への更新 児童・生徒が快適かつ安全・安心に学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設を計画的に更新するとともに、既存施設についても利便性の向上や時代の変化への対応のための機能改善を進めていきます。充実した教育環境の整備を通じて、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」の実現を図ります。	1 学校施設の計画的な更新 2 学習・生活環境の改善 3 中学校の適正規模の確保と適正配置の推進
⑥ 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現 学校を支える校内の人材と保護者、地域住民との連携・分担により、児童・生徒の健全な成長を図ることが大切です。学校における働き方改革を推進するとともに、学校と家庭や地域が連携することにより、子どもたちの実態に応じた教育活動を展開する取組を推進します。	1 創意工夫を生かした学校づくりの促進 2 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実 3 教員の資質・能力の向上 4 「チーム学校」の機能強化 5 働き方改革の推進 6 学校・家庭・地域全体で子どもたちの成長を支える体制の整備
⑦ 子どもの安全・安心の確保 自然災害、犯罪や事故、虐待等から子どもたちを守るため、防災教育や家庭・地域と連携した子どもの安全・安心を確保する取組をより一層推進します。また、「新しい生活様式」における感染症対策や熱中症対策を講じます。	1 安全教育の推進と安全体制の確保 2 家庭・地域の協力による安全対策 3 学校・園における児童虐待の早期発見・早期対応の推進 4 「新しい生活様式」等における予防策の推進

「めぐる学校教育プラン」（全文）は、
区ウェブサイト（右コード）でご覧いただけます。



目黒区の特別支援教育

多様な学びの場があります

通常の学級

●特別支援教室

知的発達に遅れがなく通常の学級での学習におおむね参加でき、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、情緒障害等により、一部特別な指導を必要とする生徒を対象に、特別支援教室拠点校（目黒南中学校）の教員が各校を巡回し、週8時間を上限として学習上又は生活上の困難の改善や克服を図る「自立活動」の学習を行います。

●特別支援教育支援員の配置

通常の学級に在籍し、学習面及び生活面で特別な支援が必要な生徒に対し、特別支援教育支援員を週2時間程度配置し、実態に応じて生徒への言葉かけや行動の促しなど授業参加を支援します。



特別支援学級

障害の種別（知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害）ごとに設置された少人数学級で、一人ひとりのお子さんの状況に合わせ、個別指導計画に基づいた指導を行っています。

就学相談
(特別な支援に関する
就学先の相談)



障害種別	学校名	学級名	通学区域（住所地）
知的障害	大鳥中	8組	駒場 青葉台 東山 大橋 三田 上目黒 中目黒 目黒 下目黒 五本木1丁目 祐天寺 中町1丁目・2丁目1～44番 目黒本町1丁目
	目黒西中	I（アイ）組	中町2丁目45～50番 五本木2・3丁目 中央町 鷹番 碑文谷 目黒本町2～6丁目 原町 洗足 南 平町 大岡山 中根 緑が丘 自由が丘 柿の木坂 八雲 東が丘
肢体不自由	大鳥中	7組（わかたけ）	区内全域
自閉症・情緒障害	目黒中央中	しいの木学級	区内全域

※知的障害特別支援学級の通学区域の詳細は、目黒区公式ウェブサイト（就学相談のしおり）をご覧ください。
※目黒西中学校は新校舎が完成次第移転する予定です。今後、通学区域のあり方について検討を行います。

参考

特別支援学校（都立、国立等）

生徒の状況に合わせ、障害の種別ごとに設置された特別支援学校への通学が可能です。施設整備や教材遊具などが整備されており、専門的できめ細やかな指導を行っています。学校によっては、スクールバスや寄宿舎を利用できる場合があります。

就学相談をご利用ください

障害のある生徒一人ひとりの心身の発達に応じた教育が受けられるよう、特別支援学級や特別支援学校への就学・転学・入学、特別支援教室の入室について相談を行っています。
区立小学校在籍児童の場合、中学校特別支援教室への入室については、現在在籍している小学校を通じての申請となりますので、特別支援教育コーディネーターや学級担任にご相談ください。

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けて

目黒区では、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目指し、令和7年3月に第五次の特別支援教育推進計画を策定しました。
特別支援教育推進計画（第五次）については、目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

特別支援教育
推進計画
(第五次)



問い合わせ

目黒区教育委員会事務局 教育支援課就学相談係 ☎ 03-5722-9305
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

各校における校内教育支援センター（校内別室）

校内別室とは、登校できても様々な理由で教室に入りづらさを感じている生徒や、現在登校できずに不登校状態にある生徒のための、教室以外の居場所です。

校内別室の設置目的

①不登校の未然防止・早期対応

登校はできていても教室に入りづらさを感じている生徒が、校内別室の学習支援や相談、居場所機能を活用することで、欠席の長期化を防ぎます。

②不登校生徒の登校のきっかけ

不登校が続いている生徒が、校内別室への通室からスタートすることで、徐々に学校（教室）に登校するきっかけづくりをします。

校内別室の役割

①安心して過ごせる居場所

生徒にとって校内別室が安心して過ごせる居場所となることで、生徒の心の安定を図っていきます。

②孤立化の防止

教職員や友達とのコミュニケーションや接点など、学校とのつながりを保つことで生徒の孤立化を防ぎます。

③個別支援の充実

生徒一人ひとりの状況を把握し、学習だけでなく他者との関わりなど、生徒への個別支援を充実させます。

④登校意欲につなげる

校内別室に通室できた生徒は出席扱いとなることから、登校意欲につなげていきます。

校内別室の様子

一人ひとりが学習や作業を行うスペースを設置したり、複数人で一緒に活動できるスペースを設置したり、学校ごとに工夫をしながら生徒の居場所づくりをしています。



問い合わせ

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 ☎ 03-5722-9473